

荀悦『漢紀』『孝成帝紀』一卷第二十四の検討

—『漢書』紀十「成帝紀」および他の『漢書』の記述との比較を中心として—

小林 春樹

はじめに

『後漢書』列伝第五二「荀悦伝」に、

（猷）帝、典籍を好み、常に以へらく、班固の漢書は文、繁にして省り難しと。乃ち（荀）悦をして左氏伝の体に依りて以て漢紀三十篇を為らしむ。

と記されているように、一般に『漢紀』とは、班固が著した『漢書』の「文章が煩雑で理解しづらい」と考えた後漢末の猷帝が荀悦に命じて「左氏伝の体」、すなわち編年体によって同書を抄録させたことによって成立した歴史書であると見なされており、このことは周知に属する事実であろう。

ところで筆者の理解によれば『漢書』という著作は、「天戒や天譴」としての種々の災異関連史料を根拠として、成帝を所謂「亡国の君」と見なす成帝観と、その成帝を元凶とし、閔位の帝王と王朝である王莽と彼の「新」王朝による篡奪を直接の原因とする前漢の「滅亡」を必然、不可避と見なす前漢王朝観の正しさと、それらに代わって登場し、成立した光武帝劉秀と後漢帝国の正統性を論証しようとした著作である²。

一方渡邊義浩によれば『漢書』とは、「尚書」を継承して漢の『典・謨』を『述』べたもの³であり、「古典中国」の形成過程を描く⁴に「儒教の教義に関わる論争が多数掲載され」た著作である、とされる。

本稿は、荀悦の『漢紀』が、筆者と渡邊、それぞれの『漢書』理解と整合的な立場にもとづいて『漢書』を抄録している蓋然性が高いことを、私見によれば前漢にとつての亡国の君に相当する成帝を対象とした同書の「孝成帝紀」一卷 第二十四の叙述内容を検討することによって確認しようとするものである。

第一節 『漢紀』「孝成帝紀」一卷 第二十四⁴ 竟寧元年条 本文の検討

本節以下では『漢紀』の年代ごとの叙述と、それに対応する『漢書』成帝紀、および『漢書』のその他の諸篇の記述とを比較する作業と、それらの結果にもとづいて『漢紀』に関する種々の知見を導出する作業とを交互におこなう。具体的には、元帝が死亡するとともに成帝が即位した竟寧元年に関する『漢紀』の叙述について上記の作業と検討を行なう。なお、以下の引用文に関する【凡例】は下記のとおりである。

【凡例】

1. 冒頭の角括弧内の漢数字…内容的に共通する部分に筆者が与えた、便宜的順序
2. 太ゴチック体…『漢書』成帝紀と共通する記事
3. 明朝体の傍線部…『漢書』成帝紀、もしくはそれ以外の『漢書』諸篇に、共通、もしくは類似する記載が見られる記事
4. 各史料の文末の注…凡例3.において参照した、明朝体の傍線部と共通、もしくは類似する記載が見られる『漢書』諸篇の名称等
5. 明朝体の波線部…『漢紀』独自の記事
6. 丸括弧内の記事…筆者による補足
7. 各引用史料の後の「留意点」…それぞれの史料から看取される『漢紀』の特色以上である。

【二】皇帝以宣帝時生。號曰世適皇孫。宣帝愛之、自名曰驚、字太孫。帝置左右。三歲而宣帝崩。及為太子、嘗被急召、不敢絕馳道行。元帝遲之。以狀對、帝悅。乃著令、令太子得絕道行、自此始也。

（竟寧元年）⁵六月己未、即皇帝位。元舅侍中衛尉平陽侯王鳳為大司馬大將軍領尚書事。有司奏言、乘輿狗馬禽獸皆非。不宜以葬。奏可。

秋七月、孝元皇帝葬渭陵。

冬十有一月、大赦天下。⁷

【留意点一】 基本的に『漢書』成帝紀と共通した叙述であること。

〔二〕 建始元年春正月乙丑、皇祖宗悼考廟災。⁹ 本志以為、考廟不正、不宜立。王鳳秉政、不正之象也。¹¹

立故河間王弟良為河間王。有星孛於營室。罷上林詔獄。

二月、賜諸侯王以下至吏二千石黃金。吏千石以下至二百石。宗室有屬藉者。三老孝弟力田鰥寡孤獨。錢帛各有差。吏民五十戶牛酒。粟五斛。大赦天下。右將軍長史姚尹使匈奴還。去塞百餘里。暴風火起。燒殺尹等十餘人。封舅王崇為安城侯。賜舅譚、商、立、根、逢時五人等爵關內侯。王鳳兄弟八人。第二曰曼。早亡。不侯。

夏四月、黃霧四塞終夜。下著地如黃土塵。上問群臣。諫議大夫楊興、博士駟勝等。以為、陰氣侵陽氣之象。

高祖之約、非有功不侯。今太后諸弟、皆以無功而侯、非高祖之約。故天為見異、以譴失行。上以為然。鳳於是乃懼、上書言、陛下初即位、思慕諒闇。故詔臣鳳典領尚書事。上無以明聖德、下無以益政治。今有彗星赤黃之異。咎在臣鳳。伏願顯戮、以謝天下。今諒闇已畢、大義皆舉、宜親覽萬機、以當天心。因乞骸骨辭歸。

上報曰、朕承先帝聖緒、涉道未深、不明事情。是以陰陽錯繆、日色無光、赤黃之氣、充塞天下。咎在朕躬。

今大將軍引過自、欲辭尚書事、歸大將軍印綬、罷大司馬官。是明朕委任大將軍庶幾有感。其專心固意。輔朕不逮。¹²

六月、有蠅數萬、集未央殿中朝者坐。¹³

【留意点二】『漢書』「五行志」や「元后伝」から、黃帝の末裔を自称した外戚王氏の台頭を象るとされた「霧四塞」という災異の原因や、それに対する成帝の対応を論じた記事を引用していること。

【三】秋、長信少府邵信臣奏、罷上林宮館希幸御者二十五所。又奏冬生菜、彊加溫火、非時而生、人不宜以供奉養。

信臣字翁卿、九江人也。始為南陽太守。乃為民興利、開通溝渠水門、灌溉三萬餘頃、禁止嫁娶送終奢靡。其化大行。吏民親愛之、曰邵父。上賜信臣黃金四十斤。遷河南太守、治化當為第一。遂入為少府。¹⁴

八月戊午、有兩月相承、晨在東方。京房易傳曰、婦人彊、為陰所乘、則兩月並出。¹⁵

九月戊子、有流星大如瓠、出於文昌宮。光燭地、長四五丈、委曲蛇形、以貫紫微宮。

【留意点三】同じく、陰的存在である外戚王氏の台頭を象るとされた「兩月相承、晨在東方」という災異の原

因を記した史料として、『漢書』成帝紀建初元年八月条の応劭注所引の『京房易伝』を記していること。

【四】冬十有二月、作長安南北郊、罷甘泉、汾陰祀。

匡衡之議也、衡奏議曰、帝王之事、莫大於承天。承天之序、莫大於郊祀。祭天之南郊、就天之義也。祭地之北郊、即陰之象也。往者孝武皇帝居甘泉宮、即於雲陽、立泰畤。今行幸長安郊見皇天、反北之太陰祠后土、反東之少陽、事與古制殊。又至雲陽、行谿谷中、阨狹百餘里、汾陽即渡大川、有風波舟楫之危、皆非聖主所宜數乘。郡縣治道供帳、吏人困苦、百姓煩費。勞所保之民、行危險之地、殊未合於承天之意也。昔周文武郊

於鄠、成王郊於洛邑、各因其居宜。可徙郊長安。又言郊柴饗地之意、埽地而祭、尚質也。冬歌大呂、舞雲門、以候天神、歌太族、舞咸池、以竣地祇、其牲用犢、其席用爛桔、其器用陶匏、皆因天地之性、以為神祇功德至大、雖修精微而備庶物、猶不足以報功。故尚質貴誠、以彰天地之德。

今甘泉紫微殿有文章刻鏤黼黻文繡之飾、又置女樂、石壇、仙人祠、瘞鸞輅、騂駒、偶人、龍馬之屬、皆宜勿修。又雍、鄠、密、上下時、及陳倉寶雞祠、本秦侯以其意所立、非禮也。及北時、皆高祖未定時立、不宜復修。¹⁶ 秦可。本志、¹⁷初秦文公獵於汧渭之間、卜居而吉。文公夢黃蛇自天而下屬於地、其口止於鄠衍。文公問史敦。史敦曰、此上帝之徵、君宜祠之。於是作鄠時、郊祭白帝焉。文王獲古石缶、於陳倉北阪上祠之。其神嘗以夜下、光輝如流星、從東南來、集於祀壇、至地則若雄雞、其聲殷殷云、野雉夜雊。名曰陳寶。其神或歲數來、或歲不至。後秦文公作密時。祠青帝後。秦靈公於吳陽作上時、祠黃帝。作下時、祠炎帝。

及高祖自漢中東擊項藉入關、問群臣曰、吾聞天有五帝。今所祠有四何也。群臣莫知其說。高祖曰、吾知之矣。乃待我而具五也。乃立黑帝祠、曰北時。¹⁸而洪範八政、三曰祀。祀者所以昭孝事祖宗、通神明也。旁及四夷、莫不修之。下及鳥獸、豺獮有祭。是以皇王為之典禮。故有神民之官。各司其序、使不相亂也。民神異業、敬而不黷。故神降之嘉歲、災禍不至。及乎末世、饗祀無度、昏黷齊明。而神不饗、嘉瑞不降而災禍至矣。昔共工氏竊有九州、其子曰勾龍、能平水土、故祠為社。烈山氏王天下、有子曰柱、能播植嘉穀、故祠為稷。虞書曰、肆類於上帝、禋於六宗、遍於群神。又巡於四岳、而柴祭焉。及殷之十三世帝武丁、祭之明日。有雉登鼎耳以觶。武丁懼而修德。夢得傳說版築、以為相。殷道復興。號曰高宗。其後五世、帝乙慢神悖禮、震死。及至周公相成王、郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂以配上帝。凡天子祭天下名山大川、懷柔百神、咸秩無文。五嶽視三公、

四瀆視諸侯、諸侯祭其疆內名山大川、大夫祭其門、戶、井、灶、中霤、是謂五祀。士庶人祭祖考而已。淫祀有禁。¹⁹季氏旅於泰山。仲尼譏之曰。務名之義。敬鬼神而遠之。先王正人事而已。不苟求福於神祇、不由其道、則神不饗也。又有八神祠。一曰天主、祠天、其居臨淄南郊山下。二曰地主、祠太山梁父。三曰嶽主、祠蚩尤、在東平陸監鄉。四曰陰主、祠三山。五曰陽主、祠之罘山。六曰月主、祠之萊山。皆在齊北。七曰日主、祠成山、成山斗入海、最居齊東北、以迎日出。八曰四時主、祠琅邪。八祠所從來久矣。莫知其所起。或曰、齊太公以來作之八神祀。上過則因祀之、去則已。²⁰

長安南北郊之日、有大風拔甘泉泰時中木、十圍已上者、皆出。²¹

留意点四

「罷甘泉、汾陰祀」、すなわち秦時における太一祀と、汾陰における后土祀の廃止、およびそれらにかわるものとして行なわれた「作長安南北郊」、すなわち長安の南北郊における天地の祭祀施設の造営に關連して、それを要請した匡衡の議論や、歴代の祭祀に關する長文の記事を、『漢書』志五下「郊祀」下、すなわち「本志」から引用していること。および、「長安南北郊」を行なったとき、「甘泉（秦）時中木、十圍已上者」を「大風が拔」いたことを記していること。

〔五〕

二年春正月、罷雍五時。²²二月辛巳、上始郊祀長安南郊。有神光並見。²³閏月、以渭城延陵亭為初陵。詔舉賢良方正。²⁴

二月、北宮井水溢出南流。²⁵元帝時童謠歌曰、井水溢、滅灶煙、灌玉堂、流金門。本志以為陰象。春秋前有竭

鶴之謠、後有來巢之驗。卒有昭公居外之應。井、陰也。灶、陽也。玉堂、金門、至尊之居。陰盛而滅陽、竊有宮室之象、王氏之應。²⁶又有童謠歌、邪徑敗良田、讒巧害忠賢。桂樹花不實、黃雀巢其顛。故為人所羨、今為人所憐。²⁷本志為桂樹色赤、漢家之象。不實、無嗣也。黃雀。王氏之象。顛、將有漢室。²⁸

【留意点五】「長安南郊」で「郊祀」を行なった結果、「神光」が「並見」した、として肯定的に記録していること。および、「北宮」の「井水」が「溢出」して「南流」するという災異に係わる史料として、本志、すなわち『漢書』志七中之上「五行志」七中之上から、「陰盛而滅陽」、つまり「陰」的存在であり土徳を有することを自称する外戚王氏が、「陽」的存在であり火徳であることを主張する漢家（漢室）「滅」ぼすこと、を象る災異であると理解する童謠を引用していること。

〔六〕 辛丑、上始祀后土於北郊。丙午、立皇后許氏。大將軍許嘉女也。罷少府技巧官。夏大旱。東平王牟有罪。削二縣。秋、罷太子博望苑。賜宗室朝請者。減乘輿廐馬。丞相匡衡又奏、郡國、候神方士使者所祠凡六百八十三所、其二百八所應祀、或疑無明文、不可奉祀。其餘四百七十五所不應祀。請罷之。²⁹又奏高帝、武帝、宣帝所立山川群祠、凡百二十餘所、非典。皆罷之。候神方士使者副使待、詔七十餘人皆罷歸。

【留意点六】「四」に続いて、「郡国候神方士使者所祀」のうちで「明文」が「無い」「四百七十五所」、および「高帝、武帝、宣帝所立山川群祠」のうちで「典」に「非」ざる「凡百二十所」、それぞれの廃止を要請し

た匡衡の議論上奏文を引用していること。

〔七〕三年春、赦天下囚徒。賜孝弟力田爵三級。諸逋租賦賑貸勿收。秋、關中大雨水四十餘日。京師人無故相驚。

言大水至。百姓奔走號呼。長安中大亂。上親御前殿、召公卿議。大將軍王鳳以為太后及上與後宮、可御舟船。令吏民百姓上長安城。群臣皆從王鳳議。王商者、宣帝舅樂昌侯武之子、曰、自古無道之國、水猶不冒入城郭。今政治和平。何為當有大水一旦暴至。此必訛言。不宜令民上城重驚百姓耳。上乃止。有頃、長安中稍稍自定。上歎美商之固守。數稱其議。鳳甚慚自恨失言。渭城女子陳持弓、年九歲、走入城門、入未央宮掖庭殿門。門衛者莫見。至勾楯禁中覺而得。本志以為、民以水相驚者。陰氣盛也。小女入宮殿者、下人將因女寵而居有宮室之象也。名曰持弓、有似周家覽弧之祥。易曰、弧矢之利、以威天下。後有王莽篡天下、陳氏之後也。³²

〔留意点七〕「大水」、すなわち大規模な水害に関する噂と都の人々のパニックに関連して、「陰氣」が「盛」であること、および「下人將因女寵而有宮室之象」としての災異であるとされた、「陳持弓」なる少女の行動を記した本志、すなわち『漢書』志七中之上「五行志」七中之上の記事を引用していること。

〔八〕秋八月癸丑、大司馬將軍許嘉、賜金安車駟馬免。御史大夫張譚坐選舉不實免。冬十月、光祿大夫尹忠為御史大夫。十二月戊申朔、日有蝕之。其夜、地震未央宮中。詔舉方正直言極諫。

長安人、谷永者、衛司馬谷吉之子。對策曰、災異之發、各以象其類。日蝕須女之分、地震宮牆之內。二咎同

日發、厥咎不遠。意者陛下志在闡闡、不卹政事、舉措失中、內寵大盛。誠留意於正身、勉強於力行、損寡私之志、放淫溺之樂、罷倡優之笑、絕不饗之義。循禮而動、力行不倦、無淫於酒色、無逸於游畋。未有其身正而臣下邪者也。夫婦之際、安危之機也。昔舜釐正二妃以崇聖德、幽王惑於褒姒而周室淪亡。誠修後宮之政、明尊卑之序、貴不專妒、賤者咸進、各得其職、以廣繼嗣之統、息白華之怨、³³後宮親屬、勿預政事、以遠皇甫之類、損女黨之權。未有閭門理而天下亂者也。夫治遠自近始、習善在左右。昔龍作納言、帝命惟允、四輔既備、成王靡有過事。³⁴經曰、亦惟先正克左右。未有左右正而百官枉者也。治天下者、賢考功則治、簡賢退功則亂。誠審思知人之術、論才選士、必稱其職、明度量以旌其能、考功實以定其德、無以比周之虛譽、無聽浸潤之譖慝、則抱功修職之吏、無蔽擁之憂、比周邪偽之徒、不得妄進、小人日消、英父日隆。經曰、三載考績、三考黜陟幽明。³⁵未有功賞得於前、衆賢布於官而不治者也。堯遭洪水之災、天下無乖叛之難者、德厚恩深、無怨於天下也。秦居平土、一夫大呼而天下分崩離析者、刑罰深酷、吏行殘賊。誠宜選溫良尚德之士、以親百姓、以治民命、務省徭役、不奪民時、使咸安土樂業。經曰、懷保小民、惠鮮鰥寡。³⁶未有德厚吏良而民叛者也。

此五者、王政之綱紀。臣聞、災異、皇天所以譴告人主、猶嚴父之明誠。經曰、嚮用五福、威用六極。傳曰、六沴作見、若不恭御、六沴既侵、六極其下。^{38 39}惟陛下留神。

大將軍武庫令杜欽對曰、臣聞日蝕地震、陽微陰盛。臣者君之陰、子者父之陰、婦者夫之陰、夷狄者中國之陰。春秋傳日蝕三十六、地震五。或夷狄侵中國、或政權在臣下、或妻不承夫、或臣子背君父、事雖不同、其類一也。臣竊睹人事以考變異、則本朝大臣、無不自安之人、外戚親屬、無乖刺之心、關東諸侯、無彊大之國、邊陲夷狄、無逆禮之節。此殆為後宮。日以戊申、蝕時加未。戊未、土也、宮中之部。其夜地震未央宮殿中。此必適妾將

有爭寵相害而為患者、陛下內推至誠。深思其變、咎異何足消滅。如不留神、聽於庶事、奢侈縱欲、雖無變異、社稷之憂也。⁴⁰

欽字子夏。目偏盲。與茂陵杜業同姓字、俱好學、以才能稱。故京師謂欽為盲子夏。欽乃作小冠以自別。於是更謂欽為小冠子夏。欽、素依附王氏。說鳳曰、禮、一娶九女、所以極陽數、廣繼嗣、重祖宗者也。必即舉求竊寵之女、不問其色、所以助治內也。姪娣雖缺亦不復補、所以養壽塞爭。故后妃有貞淑之行、則胤嗣有賢聖之君。制度有威儀之節、則人君有壽考之福。廢而不由、則女德無厭、女德無厭、則壽命不究於高年。書云、或三四年。言逸欲之生害也。男子五十好色未衰、婦人四十容貌改前。以改前之容侍於未衰之年、而不以禮為制、則其源不可以救而後來異態。後來異態、則正后自疑而支庶有間適之心。是以晉獻公被納讒之謗、申生受無辜之罪。今聖主富於春秋、未有適嗣。將軍輔政、宜因初始之隆、尊九女之制、為萬世之法。夫少戒之在色、小弁之作、可為寒心。鳳、白太后、太后以為故事無之。⁴¹鳳又不能立制度、循故事而已。

越雋山崩。

丁丑、丞相匡衡免。初、封樂安鄉侯、以關陌為界。初元年、誤以平陵陌為關陌、多四百頃。積十餘年。郡乃定國界、上計簿、言丞相府。衡諷掾屬、郡不從。故所郡即復以四百頃付樂安鄉侯衡收租穀。有司奏衡監臨守主、專地盜土。於是坐免為庶人。⁴²衡字稚圭。東海人。父世為農夫、家貧好學。傭作以供資用。又精力過絕人、善說詩。⁴³衡子咸、亦明經術。位歷九卿。

〔留意点八〕

「十二月戊申、日有蝕之。其夜地震未央宮中」という災異の原因を、成帝の関心が「閨闈」に在つて「政事」を「邛^う」えないことに求めた谷永の解釈、および後宮において「適妾將有爭寵相害而為患」こと、その結果、「陽微陰盛」という状況におちいつていること、に求める杜欽の解釈とを、『漢書』のそれぞれの本伝から引用していること。

〔九〕

四年、春正月癸卯、有石隕於橋四、隕於肥累⁴¹。罷中書宦官。初置尚書員五人。

三月甲申。左將軍王商、為丞相。⁴⁵

夏四月、雨雪。五月、謁者丞陳臨、殺司隸校尉袁豐於殿中。秋、桃李實。大雨水十餘日。河決東郡金隄。沈

溉兗、豫、入平原、千乘、濟南、凡灌四郡三十三縣。敗毀官寺民屋廬四萬所。⁴⁷

九月、長安城南鼠巢樹上、桐柏尤多。巢中無子。^{48 49}

冬十有一月、御史大夫尹忠、以河決不憂職、自殺。壬戌。少府張忠、御史大夫河隄使者王延世、以竹落長四丈、

大九圍、盛石、以兩船夾載而下之。二十六日、河隄成。⁵⁰上嘉其功。拜為光祿大夫、賜爵關內侯、黃金百斤。

是歲、京輔都尉王尊領京兆尹。尊字子貢、涿郡人也。為人果勇。初為護羌校尉、送軍糧而羌反絕糧道、羌兵

數萬圍尊。尊以千餘騎突羌虜得免。後為益州刺史。⁵¹

先是琅邪王陽為益州刺史、行部。至邛莢九折阪、歎曰、奉先人遺體、奈何數乘此險。後以病去。及尊行部至

阪上、問吏曰、此非王陽所畏阪邪。叱其御者驅之、曰、王陽為孝子、王尊為忠臣。居部二歲。徼外蠻夷皆歸

附。⁵²

會坐事免官。會南山群賊數百人、為吏民害。發校尉將射士十餘人捕逐、歲餘不能擒。於是以尊為京輔都尉領京兆尹事。旬月之間、盜賊清平。⁵³

乃以尊復為東郡太守。河水盛溢。尊殺白馬祠水神、親執圭璧、使巫筮祝、暮應止宿隄上。吏民數千人爭叩頭求之、尊宿隄上終不去。及水盛隄壞、吏民皆走、惟主簿泣在尊旁。尊立不動、而水波稍稍卻。上嘉尊勇節、秩尊中二千石、賜黃金二十斤。⁵⁴

留意点九 「石隕」(隕石の落下)、「夏四月、雨雪」と「秋、桃李、実」(夏の降雪と秋の桃李の結実)、「大雨十餘日。河決東郡金隄」(大雨による堤防の決壊と洪水)、「鼠巢樹上」(鼠が樹上に営巢したこと)など、陰や、陰的存在である臣下、具体的には王氏の台頭や専權を象るとされた災異が多く記録されていること。

〔十〕河平元年、春正月、匈奴復秣蠶單于、遣右賢王伊邪莫演奉獻來朝。正月、既罷使者、送至蒲阪。伊邪莫演言、我欲降。即不受我、我自殺、終不復還歸。公卿議者、咸言宜如故事、受其降。光祿大夫谷永、議郎杜欽、以單于屈體稱臣、奉使朝賀、無有二心。而今反受其逋逃之臣、是貪一夫之得而失一國之心、開有罪之臣、絕慕義之君。假如單于初立、欲委身中國、未知利害、使人詐降以卜吉凶。如受之虧德沮善。今單于自疏、或使者詐偽反間、欲因以生隙、受之適合其契、使得歸曲而責直。此誠邊塞安危之源。師旅動靜之首、不可不詳。不可勿受。上從之。問其降狀。曰、我病狂妄言耳。遣歸、復位如故、又不肯令見漢使。⁵⁵

二月庚子、泰山桑谷、有鳶焚其巢、巢然墮地、有三鳶斃燒死。⁵⁶

長安男子石良、劉歆、相與同居。有物如人狀在室中、擊之、為狗而走。後有數人、被甲持弓弩至良家、良等格擊之、或死或傷、皆狗也。自二月至六月乃止。⁵⁷

留意点十

復秣累單于の使者である右賢王伊邪莫演の投降を、谷永や杜欽の意見に従って退けていること、

『漢書』志七中之上「五行」七中之上に「殺子之異」とされる「鳶焚其巢」、および同じく『漢書』「五行」七中之上に「有炕陽心」（恩沢を下に施す心が無いこと）を象るとされた「狗禍」（犬に関わる禍）が引用されていること。

〔十一〕夏四月乙亥晦、日有蝕之、不盡如鉤、在東井六度。⁵⁸光祿大夫劉向曰、四月交於五月、同於孝惠、日同於孝昭。

東井、京師地。具說其占、恐害繼嗣。⁵⁹大赦天下。

留意点十一

「害繼嗣」、すなわち『漢書』列伝六七下「外戚伝」下、「孝成趙皇后」条に詳述されている

趙皇后、すなわち趙飛燕姉妹による成帝の繼嗣たる幼児の「抹殺」の事実⁶⁰に符号する形で、「害繼嗣」を象る災異」とみなす解釈を『漢書』志七下之下「五行」七下之下から引用していること。

〔十二〕六月、罷典屬國官、并大鴻臚官。秋九月、復太上皇廟園。是時刑書煩多。上詔曰、周之甫刑、大辟之屬有

二百。今大辟之刑千有餘條、律令煩多。欲以曉喻眾庶、不亦難乎。所以天絕無辜、豈不哀哉。其議減死刑

及可蠲除約省者、令較然易知。書不云乎、惟刑之恤。其審核之。務惟古法。朕將盡心覽焉。時有司不能廣宣主恩、建立法度。徒學細微小事。以塞詔書而已。⁶¹本志曰、昔周五刑之典、墨罪五百、劓罪五百、宮罪五百、剕罪五百、殺罪五百、所謂刑平國用中典者。至穆王命甫侯作五刑、以誥四方。墨罰之屬千、劓罰之屬千、剕罰之屬五百、宮罰之屬三百、大辟之罰其屬二百。凡五刑之屬三千。⁶³稍稍煩多矣。及至戰國、韓任申不害、秦用商鞅、起連坐之法、造參夷之誅。增加肉刑、大辟為鑿額、抽脅、鑊烹之刑。⁶⁴而法禁等酷矣。至高祖初入秦、約法三章。號為寬略。網漏吞舟之魚、然時尚有夷三族之令。當三族者、先黥、劓、左右指、笞殺之、梟其首、菹其骨肉於市。其誹謗罵詛者、又先斷其舌。故謂之具五刑。高后元年、除三族罪。⁶⁵至於孝文、遂除肉刑、而斬右趾者棄市、斬左足者笞五百、劓罪笞三百、率不勝笞多死。孝景詔定捶令。笞者乃得全。及孝武之時、酷吏擊斷、姦宄不勝。於是使張湯、趙禹之屬修定法令、作見知。故縱監臨部主之法、緩深故之罪、急縱出之誅。其後有姦猾巧法、轉相比況。死罪決事、比至萬三千四百七十二事。文書盈於機閣、典掌不能遍睹。是以郡國承用者班駁、或罪同而論異、姦吏因緣為市。所欲活即傳生議、所欲陷則與死比。宣帝即位、深悼之。始置延尉平。元帝初立。下詔曰、夫法令者所以抑暴扶弱、欲其難犯而易避。今法律煩多、自典者不能分明。而欲以羅元元之不逮、斯豈刑之中哉。其議定出令。及至孝成、重下明詔及公卿、卒不能定。⁶⁶昔荀卿言曰、俗說曰、古有象刑無肉刑。是不然矣。以為古之人莫觸其罪邪、豈獨無肉刑者、亦不用象刑矣。若有重罪而直輕其刑、是殺人者不死、傷人者不刑。罪至重而刑輕、民無所畏。亂莫大焉。夫德不稱位、能不稱官、賞不當功、刑不當罪、不祥莫大焉。所謂象刑惟明、言象天道而作刑。荀卿之言既然。今之除肉刑者、本欲以全人也。今去髡鉗一等、轉而入於大辟、以死罔民、失其本意矣。故死者甚眾、刑重之所致也。

至乎穿窬之盜、忿怒傷人、吏為姦賊、若此之惡。髡鉗之罰又不足懲也。故刑者甚眾、民既不畏、又曾不恥、刑輕之所生也。死刑既重而生刑太輕、民易犯之。故俗之能吏、公以殺盜為威、專殺者勝任、奉法者不治、亂名傷治、不可勝條。是以網密而姦不塞、刑繁而民愈慢、由刑不正之故。宜原其本、刪定律令、正其大辟、其餘罪次於古當生觸死者、皆可募行肉刑。及傷人、盜、吏受財枉法者、皆從古刑。詆欺文致細微之法、悉蠲除之。如此則刑可畏而禁易避、吏不專殺、法無二門、輕重當、民命全矣。⁶⁷

留意点十二

法と罰の適正化を述べた成帝の河平元年の詔を引用していること。

「十三」

二年春正月、沛郡鐵官鑄鐵、不下。隆隆如雷聲、又如鼓音。工十三人皆驚走。音止乃還、視地、陷數尺、爐分為十、一爐中銷鐵、散如流星、飛去。⁶⁸

夏四月。楚國雨雹。大如釜。⁶⁹

六月、封舅禁為平陽侯、莽為成都侯、立為紅陽侯、根為曲陽侯、逢時為高平侯。同日受封、故世為五侯。王氏子弟、皆卿大夫侍中諸曹、分據勢職、盈滿朝廷、政事皆決。左右、常薦劉向少子歆通達有異才。上召見。甚悅之、欲以為中常侍。取衣冠、臨當拜。左右曰、未知大將軍旨意。上曰、此小事、何須問大將軍。左右叩首固爭之。上於是語鳳、鳳以為不可。乃止。當權用事如此。⁷⁰公卿見鳳、側目而視。郡國刺史太守相皆出其門。時五侯群弟、競為奢侈、起治第室。百姓歌之曰、五侯俱起、曲陽最怒、壞決高都、連境外杜、土山漸臺、象西白虎。其奢侈如此。然皆通敏人事、好士養賢、傾財施與、以相高尚。⁷¹時谷永與齊人樓護、俱為

五侯上客、各有所親、不得左右。唯護盡入其門、各得其歡心、交結士大夫、無所不傾。護、醫者子也。為人短小、精辨、議論常依名節、聽之者皆竦。時人為之語曰、谷子雲之筆札、樓君卿之唇舌、言其甚見信用也。及護母死、送葬引車至一三千乘。閭里為之語曰、五侯治喪樓君卿。為天水太守免歸家。大司馬王商親枉車騎、至其閭巷弔問之。⁷²

是時、谷口有鄭子真、西蜀有嚴君平、皆修行自保、非其食不食。鳳慕其名、以禮聘子真、子真遂不屈。君平卜於成都市、以卜筮為業、而可以惠人。人有非正之問、則依著龜以言利害、與人子言依於孝、與人弟言依於順、各因其勢導之以善。曰。從吾言者、已過半矣。或日閱數人、得百錢足以自養、則閉肆下帷而授老子經。博覽無不通、依老子之言、著五十餘萬言。李彊為益州牧、將發京師、謂揚雄曰、吾真得嚴君平為吏矣。雄曰、君備禮而待之、其人可見不可屈也。彊以為不然。及見君平。不可屈之。歎曰、揚子雲誠知人。可謂哲矣。

【留意点十三】『漢書』志七上「五行」上に、成帝による「帝舅五人封列侯」⁷⁴という行為に起因し、「鐵飛、屬金不從革」「從」(そのままであること)や「革」(形を変える)という金属の本性が損なわれたことを象る災異として記録された「沛郡鐵官鑄鐵、不下」という出来事が詳細に記録されていること。

第二節 『漢書』との関係を中心とした『漢紀』の特色⁷⁵

前節における作業、とりわけ各段落に関する留意点の確認とその抽出作業の結果によって明らかにされる『漢紀』の特色は以下のとおりである。

【第二】陰的存在である外戚王氏の台頭や専権に対応するものとしての、あるいはそれを招来、助長するものとしての成帝の言動に対する「天戒」や「天譴」と見なされた種々の災異に関する記事の量的多さと、それらに関連して『漢書』諸篇の記載が引用されている事実に端的にしめされた、それらの災異記事への関心の高さ。(留意点二、同三、同七、同八、同九、同十、同十一、

同十三)

【第三】成帝に始まり王莽によって達成された南北の郊祀改革に関して詳細な記載がなされていること。⁷⁶

(留意点四、同五、同六)

【第三】法と罰の適正化を命じた成帝の詔を引用していること。換言すれば成帝の「功績」への視点も確認されること。

2 1 注

以上の諸点、とくに前二者から確認される『漢紀』の叙述態度、及びその『漢書』の記事の攝取方法に関する特色は下記の如くであり、それらを記して小稿の結論としたい。

《甲》成帝の言動が惹起した「天戒」や「天譴」としての種々の災異を、その前提となる思惟、すなわち成帝を「亡国の君」とする成帝観、彼を元凶とする前漢の「滅亡」を不可避、かつ必然の史実と見なす前漢王朝観、およびそれらの前提とされた災異思想などとともに継承していること。

《乙》「儒教国家」と『古典中国』の形成過程と密接に関わる、儒教の教義に関わる論争、具体的には皇帝の祭祀として極めて重要な南北の郊祀に関する議論と史実とが詳細に記録されていること。

以上であり、上記の二点によれば『漢紀』は、『漢書』の著述意図をきわめて的確に把握したうえでその叙述を行っている蓋然性が高いことが確認されることになる。

以上である。

帝、好典籍、常以、班固漢書文、繁難省。乃令悦依左氏伝体以為漢紀三十篇。

拙稿、「『漢書』帝紀の著述目的―『高帝紀』から『元帝紀』を中心として―」（『東洋研究』一七六、二〇一〇）など、『漢書』を主

題とした論考を参照。なおここに示したような筆者の『漢書』に関する理解を、以下「私見」と称する。

- 3 『漢書』に関する以下の渡邊論文を参照。『漢書』における『尚書』の継承〔『早稲田大学文学研究科紀要』六一、二〇一六〕、「班孟堅の忠臣—顔師古『漢書』「経」への回帰—」〔『東洋文化研究所紀要』一七二、二〇一七〕、「漢書学の展開と『古典中国』」〔『東洋研究』二二二号、二〇一九〕。なお、引用文は「漢書学の展開と『古典中国』」による。なお、このような渡邊の『漢書』理解を、以下、渡邊説と称する。

- 4 以下、本稿では基本的に単に『漢紀』と称する。

- 5 元帝末年。西暦前三三年。

- 6 『漢書』紀九「元帝紀」竟寧元年条に「五月壬辰、帝崩于未央宮」とあり、本紀には「竟寧元年五月、元帝崩。六月己未、太子即皇帝位」とあることによって「竟寧」の元号を補うとともに「乙未」を「己未」に改めた。

- 7 『漢書』紀九「成帝紀」竟寧元年条。

- 8 成帝の即位年。西暦前三二年。

- 9 『漢書』成帝紀には「皇曾祖宗悼考廟」とある。なお当該の廟に関する本紀の文類の注に「宣帝父史皇孫廟」とあることによって、それが、巫蠱の獄で父の戾太子劉挺らとともに死んだ史皇孫（劉進）、すなわち宣帝（劉病己）の実父、すなわち成帝の祖父の廟であることが知られる。

- 10 「本志」のものとされる以下の本文に、『漢書』志七上「五行」七上（以下「五行志」七上）との類似点が多いという事実によって、当該の「本志」が「五行志」七上をさすことが知られる。

- 11 『漢書』志七上「五行」七上。

- 12 『漢書』列伝六八「元后伝」。

- 13 『漢書』成帝紀は「有青蠅無万数」に作る。

- 14 列伝五九「循吏伝」召信臣条。

15 『漢書』「成帝紀」建始元年八月条応劭注。

16 『漢書』志五下「郊祀」五下。

17 前後の記事が、『漢書』志五上「郊祀志」五上のものであることによってここに所謂「本志」が「郊祀志」五上をさすことが知られる。

18 『漢書』志五上「郊祀」上。

19 『漢書』志五上「郊祀」上。

20 『漢書』志五上「郊祀志」五上。

21 『漢書』志五下「郊祀」下に、以下のように記されている。「初罷甘泉泰畤作南郊日、大風壞甘泉竹宮、折拔時中樹大十圍以上百餘。」
 22 『漢書』「成帝紀」は「(建始)二年正月辛巳」のことであるとするが、張培瑜、『三千五百年曆日天象』(太象出版社、一九九七)によれば建始二年は正月ののちに閏月が入り、二月一日の干支は「己丑」であるから、『漢紀』の記述が正しいと考えられる。

23 本紀は同、正月のこととして、「詔曰、乃者徙泰畤、后土于南郊、北郊、朕親飭躬、郊祀上帝。皇天報応、神光並見」と記して「神光並見」を瑞祥と見なしている。

24 後注25によれば「三月」の誤りであると考えられる。

25 『漢書』「成帝紀」は、「三月、北宮井水湧出」とのみ記して「南流。元帝時童謠歌曰」以下は記さず、その後文の「(建始三年)七月」の条に、「虜上小女陳持弓聞大水至、走入橫城門、闌入尚方掖門、至未央宮鉤盾中。吏民驚上城。九月、詔曰、乃者郡國被水災、流殺人民、多至千數。京師無故訛言大水至、吏民驚恐、奔走棄城。殆苛暴深刻之吏未息、元元冤失職者衆。遣諫大夫林等循行天下」と記す。

26 「五行志」七中之上に以下のように記されている。「元帝時童謠曰、井水溢、滅竈煙、灌玉堂、流金門。至成帝建始二年三月戊子、北宮中井泉稍上、溢出南流、象春秋時、先有鸛鵒之謠、而後有來巢之驗。井水陰也。竈煙陽也。玉堂、金門、至尊之居。象陰盛而滅陽、竊有宮室之應也。王莽生於元帝初元四年、至成帝封侯、為三公輔政、因以篡位」

27 前後の記事に鑑みれば、「本志」とは『漢書』志七中之上「五行志」七中之上のことであると考えられる。

28 「本志」のものとして言及されている童謡をふくめて、「又有童謡歌」以下の童謡に関しては、「五行志」七中之上は、それと同一のものと思われる童謡を以下のように記録している。「成帝時童謡又曰、邪徑敗良田、讒口亂善人。桂樹華不實、黃爵巢其顛。故為人所羨、今為人所憐。桂赤色、漢家象。華不實、無繼嗣也。王莽自謂黃象、黃爵巢、其顛也。」

29 『漢書』志五下「郊祀」下。

30 本紀は「春三月」のこととする。

31 「本志」とは『漢書』志七下之上「五行」七下之上をさす。

32 『漢書』「成帝紀」は本始三年のこととしてではあるが、「七月、曉上小女陳持弓、聞大水至、走入橫城門、闢尚方掖門、至未央宮鉤盾中。吏民驚上城。九月、詔曰、乃者郡國被水災、流殺人民、多至千數。京師無故訛言大水至、吏民驚恐、奔走乘城。殆苛暴深刻之吏末息、元元冤失職者衆。遣諫大夫林等循行天下」と記す。また、『漢書』志七下之上「五行志」七下之上には以下の記事が見える。「成帝建始三年十月丁未、京師相驚、言大水至。渭水曉上小女陳持弓年九歲、走入橫城門、入未央宮尚方掖門、殿門門衛戶者莫見、至句盾禁中而覺得。民以水相驚者、陰氣盛也。小女而入宮殿中者、下人將因女寵而居有宮室之象也。名曰持弓、有似周家歷弧之祥。易曰、弧矢之利、以威天下。」なお、文末にみえる「弧矢之利、以威天下」とは「繫辭伝下」の一文、「弦木為弧、剡木為矢。弧矢之利、以威天下。蓋取諸睽」（木に弦して弦と為し、木を剡りて矢と為す。弧矢の利、以て天下を威す。蓋しこれを睽に取る：木を出げてそれに弦を張って弓を作り、木の端を削って鋭くして矢を作った。この弓矢の利器で天下の離反して服従しない者を威服した。これは（中女と小女が同居して志を同じくしないことを意味する）睽の卦からの発想である）の、最初の八字にあたる。

33 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「詩小雅白華之篇也。幽王惑於褒姒而黜申后、故國人作此詩以刺之。永言此者、譏成帝專寵趙昭儀也。」

34 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「周書君牙之辭也。言王者欲止百官、要在能先正其左右近臣也。」

- 35 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「虞書舜典之辭也。言居官者三年一考其功、三考則退其幽闇無功者、升其昭明有功者。」
- 36 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「周書無逸之辭也。懷、和也。保、安也。」
- 37 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「周書洪範之辭。饗、當也。言所行當於天心、則降以五福。若所為不善、則以六極畏罰之。五福、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命。六極之解已具於前。」
- 38 『漢書』伝五五「谷永伝」の顔師古注に以下のように記されている。「此洪範之傳也。沴、災氣也。共讀曰恭。御讀曰禦。言敬而修德以禦災。」
- 39 『漢書』志七下之下「五行」七下之下。
- 40 『漢書』伝三十「杜周伝」杜欽の条。
- 41 『漢書』列伝三十「杜周伝」杜欽の条。
- 42 『漢書』列伝五一「匡衡伝」。
- 43 「匡衡字稚圭。東海承人也。父世農夫、至衡好學、家貧、庸作以供資用。尤精力過絕人。諸儒為之語曰、無說詩。」(列伝五一「匡衡伝」)
- 44 『漢書』志七下之下「五行」七下之下。
- 45 『漢書』表七下「百官公卿」七下。
- 46 『漢書』「成帝紀」は「袁」字を「轅」に作る。
- 47 『漢書』志九「溝洫」
- 48 当該の「鼠巢」については『漢書』志七中之上「五行」七中之上の「成帝建始四年九月」条で、「京房易伝曰、臣私祿罔辟、すなわち「臣下が私祿を蓄え、君主をないがしろにすることに対する災異」であると解釈されている。
- 49 『漢書』志七中之上「五行」七中之上。

- 50 『漢書』志九「溝洫」九。
- 51 『漢書』列伝四六「王尊伝」。
- 52 『漢書』列伝四六「王尊伝」。
- 53 『漢書』列伝四六「王尊伝」。
- 54 『漢書』列伝四六「王尊伝」。
- 55 列伝六四下「匈奴伝」下。
- 56 『漢書』志七中之下「五行」七中之下。
- 57 『漢書』志七中之下「五行」七中之下。
- 58 『漢書』「成帝紀」は「日有蝕之」の後に「既」字を補ってそれが皆既日食であったとするが、同、志七下之下「五行」七下之下は「日有食之、不盡如鉤、在東井六度」としたうえで「劉向對曰：『四月交於五月、月同孝惠、日同孝昭。東井、京師地、且既、其占、恐害繼嗣』と記す。
- 59 右注57を参照。
- 60 拙稿「『漢書』「外戚伝」の構成について」（『東洋研究』一六八、二〇〇八）を参照。
- 61 『漢書』志三「刑法志」。
- 62 以下の文章が『漢書』志三「刑法志」とほぼ一致することによって当該の「本志」が「刑法志」にあたることが知られる。
- 63 『漢書』志三「刑法志」。
- 64 『漢書』志三「刑法志」。
- 65 『漢書』志三「刑法志」。
- 66 『漢書』志三「刑法志」。
- 67 『漢書』志三「刑法志」。

- 68 『漢書』志七上「五行志」七上。
- 69 『漢書』志七中之下「五行志」七中之下。
- 70 『漢書』列伝六八「元后伝」。
- 71 『漢書』列伝六八「元后伝」。
- 72 『漢書』「列伝六二」遊俠伝「樓護の条」。
- 73 『漢書』列伝四二「王貢兩龔鮑伝」序。
- 74 王鳳以下、五人の「元后」、すなわち元帝の皇后にして成帝の生母の兄弟五人をさす。
- 75 ここにいう『漢書』と『漢紀』とは、右注に記したようにそれぞれ、『漢書』紀十「成帝紀」と『漢紀』「孝成帝紀」一卷第二十四
竟寧元年条をさす。
- 76 漢代における郊祀の変遷については、黒田杏子「漢代国家祭祀制度の現状と課題——皇帝権力と宇宙論の視点から——」（『中国史学』
一五、二〇五）などに詳しい。